

男鹿市条例第7号

男鹿市病院事業の設置等に関する条例及び男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 男鹿市病院事業の設置等に関する条例(平成17年男鹿市条例第192号)を次のように改正する。

改正後			改正前		
(経営の基本)			(経営の基本)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 病院事業を行う施設の名称及び位置並びにその診療科目は、次のとおりとする。			2 病院事業を行う施設の名称及び位置並びにその診療科目は、次のとおりとする。		
名称	位置	診療科目	名称	位置	診療科目
男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り1号8番地6	内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、 <u>婦人科</u> 、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科	男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り1号8番地6	内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、 <u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科
3 (略)			3 (略)		
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

(男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例（平成17年男鹿市条例第193号）を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係） 使用料			別表第1（第3条関係） 使用料		
	種別	金額		種別	金額
1	(略)		1	(略)	
2	病衣使用料	1日につき 55円	2	病衣使用料	1日につき 55円
3	健康診断料	診療報酬の算定方法を準用し、算定した額。ただし、別に診療契約をしたものについては、その契約に基づき算定した額	3	分べん管理、介 助料	時間内分べん 104,500円 時間外分べん 110,000円 深夜分べん 115,500円 休日分べん 115,500円 帝王切開 82,500円 流産（5か月から6 か月まで） 77,000円 加算料 双胎児以上の分べん及び帝王切開 1胎につき100分の50を 加算した額 分べん監視装置の使用 診療報酬の算定方法を準用し、算定した額
4 ～ 10	(略)		4	新生児管理保育料	1日につき 7,700円
			5	人工妊娠中絶手	妊娠3か月まで 49,500円

改正後		改正前		
	術料	妊娠4か月まで	82,500円	
		妊娠5か月から6か月まで	104,500円	
		加算料	投薬、注射、検査及び処置等は、診療報酬の算定方法を準用し、算定した額	
	6	不妊手術料	男性	55,000円
			女性	77,000円
	7	避妊リング料	挿入	33,000円
			抜去	11,000円
			挿入及び抜去を同時に行った場合	38,500円
	8	妊婦の検診料	初診	3,850円
			再診	2,750円
9	健康診断料	診療報酬の算定方法を準用し、算定した額。ただし、別に診療契約をしたものについては、その契約に基づき算定した額		
10 ～ 16	(略)			

備考

この表において金額を明示していないものにあつては、それぞれの基準に基づき算定した額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨て

備考

1 この表において「休日」とは、男鹿市の休日定める条例（平成17年男鹿市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。

改正後	改正前
<p><u>るものとする。</u></p>	<p><u>2 この表において「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。</u></p> <p><u>3 この表において「時間内」とは、午前8時30分から午後5時15分までの時間をいう。</u></p> <p><u>4 この表において金額を明示していないもの（1胎につき100分の50を加算した額とするものを除く。）にあつては、それぞれの基準に基づき算定した額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、1円に満たない端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。</u></p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>	

第3条 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>別表第1（第3条関係） 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: top;">1</td> <td rowspan="4">入院室料</td> <td>特別室A</td> <td>1日につき 5,500円</td> </tr> <tr> <td>特別室B</td> <td>1日につき 4,400円</td> </tr> <tr> <td>個室</td> <td>1日につき 3,300円</td> </tr> <tr> <td>2床室</td> <td>1日につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">2</td> <td>健康診断料</td> <td colspan="2">診療報酬の算定方法を準用し、算定した額。ただし、別に診療契約をしたものに</td> </tr> </tbody> </table>		種別	金額		1	入院室料	特別室A	1日につき 5,500円	特別室B	1日につき 4,400円	個室	1日につき 3,300円	2床室	1日につき 1,100円	2	健康診断料	診療報酬の算定方法を準用し、算定した額。ただし、別に診療契約をしたものに		<p>別表第1（第3条関係） 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: top;">1</td> <td rowspan="4">入院室料</td> <td>特別室A</td> <td>1日につき 5,500円</td> </tr> <tr> <td>特別室B</td> <td>1日につき 4,400円</td> </tr> <tr> <td>個室</td> <td>1日につき 3,300円</td> </tr> <tr> <td>2床室</td> <td>1日につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">2</td> <td>病衣使用料</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">55円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	金額		1	入院室料	特別室A	1日につき 5,500円	特別室B	1日につき 4,400円	個室	1日につき 3,300円	2床室	1日につき 1,100円	2	病衣使用料	1日につき	55円
	種別	金額																																			
1	入院室料	特別室A	1日につき 5,500円																																		
		特別室B	1日につき 4,400円																																		
		個室	1日につき 3,300円																																		
		2床室	1日につき 1,100円																																		
2	健康診断料	診療報酬の算定方法を準用し、算定した額。ただし、別に診療契約をしたものに																																			
	種別	金額																																			
1	入院室料	特別室A	1日につき 5,500円																																		
		特別室B	1日につき 4,400円																																		
		個室	1日につき 3,300円																																		
		2床室	1日につき 1,100円																																		
2	病衣使用料	1日につき	55円																																		

改正後		改正前	
	については、その契約に基づき算定した額	<u>3</u>	健康診断料
<u>3</u>	(略)		診療報酬の算定方法を準用し、算定した額。ただし、別に診療契約をしたものについては、その契約に基づき算定した額
～			
<u>9</u>		<u>4</u>	(略)
		～	
		<u>10</u>	
	備考 (略)		備考 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に病衣の貸出しが承認された同日以後の病衣使用料については、なお従前の例による。